

## 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請について

### 【特措法第 24 条第 9 項に基づく新たな協力要請】

#### ○ 東葛地域<sup>※1</sup>及び千葉市で酒類を提供する飲食店<sup>※2</sup>（カラオケ店を含む）の皆さまへ（令和 2 年 12 月 23 日（水）から令和 3 年 1 月 11 日（月）まで）

- ・ 午後 10 時から午前 5 時は営業しないでください。

※1 「東葛地域」：市川市、浦安市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、船橋市、柏市、野田市、松戸市、流山市、我孫子市

※2 食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている店舗の事業者。  
ただし、惣菜、弁当などの持ち帰り専門の店舗、スーパーやコンビニ等のイートインスペース、自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）、ホテルや旅館において宿泊客のみに飲食を提供する場合を除きます。

#### ○ 県内全域の県民の皆さまへ

（令和 2 年 12 月 17 日（木）から令和 3 年 1 月 11 日（月）まで）

- ・ 感染リスクの高い場所<sup>※1</sup>への不要不急の外出<sup>※2</sup>は控えてください
- ・ 買い物等で外出する場合は、人数や時間は最小限にしてください
- ・ 忘年会、新年会でも、会食の注意事項を守ってください
  - ・ 「4 人以下の単位」で
  - ・ 会話を楽しむ際は、なるべくマスク着用。
  - ・ 大声・対面の席配置・体調不良の方の参加を控える。
  - ・ 感染防止対策がされていない店舗の利用を控えて 等
- ・ 東葛地域及び千葉市の飲食店（カラオケ店を含む）では、22 時以降の夜間の飲酒は控えてください。

※1 「感染リスクの高い場所」とは

- ・ 東京都、東葛地域、千葉市など感染が拡大している地域及び「5 つの場面」をはじめ、3 つの密のある場所 等
- ・ 移動先の自治体のメッセージや感染状況等を確認してください。

※2 「不要不急の外出」について

- ・ 通院、通勤、通学（塾、習い事含む）、買い物は該当しません。
- ・ 健康維持のための運動も該当しませんので、特に高齢の方にあっては、感染リスクの低い場所での適度な運動を心がけるなど、健康管理に努めてください。
- ・ 飲食のための外出については、会食の注意事項を必ず守り、慎重に対応してください。
- ・ 帰省や、観光、イベントへの参加については、今一度、その必要性等について慎重に考え、その上で、まずは時期をずらすなどの対応を検討し、それが困難な場合は、感染防止対策に細心の注意を払って行ってください。